

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL http://www.yokoben.or.jp/

竹森裕子新会長に聞く

弁護士の活動領域の拡充を

1 新執行部の目指すビジョンを教えてください。

まず「信頼される弁護士会」の構築を前提として「弁護士の活動領域の拡充」を目指したいと思っております。

弁護士と弁護士会を取り巻く状況はより厳しくなっています。しかし弁護士の必要性が減ったわけではありません。弁護士が増えた今こそ、これまで必要とされながらも活動していなかった領域に、私達の方から活動の場を広げて行くべきです。

2 柱に据えて取り組みたい課題を教えてください。

第1は、会員の研鑽システムの充実です。会員向け研修は今までも精力的に行われてきましたが、それだけでなく、例えば若手とベテランとが

としても取り組むべき課題だと思えます。弁護士の質の向上は、結果的に私達への信頼向上に繋がると思っています。

第2は、不祥事防止対策の強化です。如何に不祥事の芽を早期に発見し、予防するかが急務の課題です。弁護士の職務の独立性に配慮しつつ、弁護士会として会員に対して適切な指導・助言ができる仕組みを作りたいと思っております。

3 会員に望むことは？

第1に、総会に出席して発言して欲しいと思っております。約1500人の大規模会となれば合意の形成は簡単ではありませんが、そのプロセスにおける活発な議論こそが必要でしょう。

4 新執行部の顔触れについて一言お願いします。

5人の副会長(佐藤正幸、杉本朗、佐藤裕、坂本正之、妹尾孝之)は全員が異なる会務のスペシャリストで、それぞれの豊富な経験を活かせるの

通常総会開催のお知らせ
日時 平成27年5月25日(月) 13時
場所 ロイヤルホールヨコハマ2階ヴェルサイユ



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

5 これまで弁護士として大切にしてきたことは何ですか？

私の成人の祝いとして、父がくれた「己に徹して人のために尽せ」という言葉を今でも座右の銘としています。「自分の仕事を通じて人の役に

6 猫に目が無いとか？

捨て猫(雑種メス)を引き取り、一緒に暮らす

7 県民の皆様へ

県民の皆様は身近にあって信頼される弁護士会を目指してまいります。是非ご相談にいらしてください。

新理事者就任披露懇親会 「ピンチをチャンスに変える」

4月1日午後6時から、ホテル・ニューグランド3階ペリー来航の間において、当会の本年度新理事者就任披露懇親会が開催された。

そして、まず昨年度の理事者が登壇し、代表して小野毅前会長が退任の挨拶を行った。自身が副会長を務めていたことと比べて会務が飛躍的に増大しているため、就任直後からその舵取りに非常に緊張感をもって臨み、執行部一丸となって全力疾走を続けた。その結果、大過なく任期を終えることができたことについて、関係者一同に対し感謝の言葉を述べた。

次に、本年度の理事者が登壇し、代表して竹森裕子新会長が就任の挨拶を行った。法曹養成制度の充実、弁護士の活動領域の拡充、不祥事防止対策、憲法問題を中心に取り組むという力強い宣

新会長とボディガード(?) 5名

(会員) 吉田 正穂

山ゆり

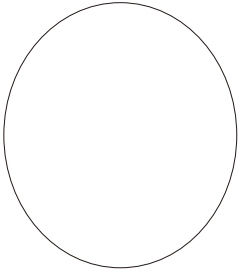
小学校の同窓会に出席した。卒業時のクラス40人強のうち24人が出席して盛況だった。担任の先生と生徒2名が既に鬼籍に入り、時の流れを感じざるを得ない。ほぼ変わらぬ風貌を保っている者もいれば、その逆に名乗られなければわからない者もいる。いずれにしても、ふとした表情や言葉遣いなどに数十年前の名残が見られて微笑ましい。▼夕方から始まり、半分くらいの人数が四大会のカラオケまで残って明け方を迎えた。終了後のメールのやりとりでも、「楽しかった」、「また集まろう」との声が溢れている。無論、筆者も存分に楽しんだ。しかし、何故これほどまでに数十年前の顔ぶれで盛り上がる事ができるのだろうか。▼当時からまとまりがよかったとはいえず、その頃よりも更に盛り上がりつつある感じがする。これは、人生の折り返しを過ぎた者たちが、思春期の入り口にいる自分自身やその仲間達に時を越えて再会した感動ゆえか。はたまた、単なる日常のストレスからの解放か。▼つらつら思ったが、余計な事は考えずにあるがまま旧交を温めようと思いつつ直した。そして、この爽やかな新緑の季節に、また新たな出会いを期待する今日この頃である。

(吉田) 正穂

シリーズ

「いま、憲法を考える」⑥

市民との学習会を通じて



「憲法について話をし
てほしい」
秘密保護法対策弁護団
の事務局を務めているこ
とも影響してか、市民団
体や労働組合などが主催

する憲法学習会、憲法力
フエ、秘密保護法学習会
の講師と呼ばれることが
ある。昨年3月に講師デ
ビューをしてから、数え
てみると、25回も講師を
していた。昨年に集団的
自衛権行使容認の閣議決
定や、秘密保護法の施行
があったことから、憲法
の危機的状況を感じ取
り、市民の間で憲法を学

ぼうという意識が高まっ
ているように感じる。

心寄せられているのか等、
探りながら、試行錯誤し
つつ進めている。

学習会に参加する年齢
層は、中高年の方々が多
いが、下は学生から上は
戦争体験者まで、実に幅
広い。参加者がどれくら
い問題に詳しいのか(基
礎から話した方がよいの
か、近時の情勢などを詳
しく話した方がよいの
か)、特にとどの分野に関
心

にしているのだが、参加
者の顔付きが陰しく変わ
っていくのが分かる。

できて話が広がる。
参加者からの素朴な質
問として、特に多いのは、
「どういった憲法学習会
に参加している」と問題意
識を持つのだが、日常生
活の中で友人と憲法の話
をする雰囲気にならない

野は多い。そのことを知
つてもう一つ、憲法
を更身近に感じること
ができるのではないだろ
うか。

また、一方的な講演会
形式ではなく参加者も巻
き込みながら話したり、
自分自身の経験や想いも
織り交ぜて話をしたりし
ている。トピックも平和
問題だけに限らない。例
えば、憲法と法律の関係
についてイメージを持つ
てもらうために、婚外子
相続分差別に関する最高
裁の違憲決定を取り上げ
てみたことがある。私自
身が、両親が事実婚であ
るために婚外子であり、
当事者として話すことが

は、当初から、坂本一家
の所在確認と救出を目指
し尽力していた。しかし、
事件が未解決のまま長期
化するに至り、いかにし
てこの事件を風化させず
に、世間、警察及びマス
コミ等に問題意識を継続
してもらおうかということ
に力を注いだという。

今日では極めて重大か
つ悪質な弁護士業務妨害
事件であったと判明した
この事件も、当時は、ま
さか殺害までされるよう
な事件になるとは考えら
れていなかった。

それは、オウム真理教
側が弁護士を代理人とし
て対応していたことや、
おそらく坂本弁護士自身
を含めて、パネリストの
弁護士らや警察さえも、
当時のオウム真理教がそ
こまで危険な集団である
ということを予測できな
かったことなどが原因で
あった。

共夫会員、影山秀人会員
の6名がパネリストとし
て出席し、東京弁護士会
の伊藤芳朗会員の司会の
もと、事件を振り返った。

まず、小島会員が、事
件発生当時に弁護士3年
目であった坂本弁護士
の、人間が好きで、人間
を大切にするという、そ
の人物を紹介した。3年
目というのは、受任事件
に関して、一人で相手方
と対応するようになる
時期であり、それゆえ、
相手方からの攻撃という
リスクも大きくなり始め
る時期であったと言える。

事件は、平成元年11月
に、坂本弁護士と連絡が
取れなくなったことに端
を発する。そして、平成
7年9月に、坂本一家の
遺体発見という最悪の結
果が判明するまでに、実
に約6年もの歳月を要し
た。

つまり、この事件は、
坂本弁護士と同じような
立場に立つたら、どの弁
護士の身にも起こり得る
ような事件であった。

この事件が直接のきつ
かけとなり、弁護士に対
する業務妨害事件が弁護
士業務に関する重要な課
題と認識されるようにな
り、日本弁護士連合会及
び各単位会において弁護
士業務妨害対策委員会が
発足した。

事件発生から25年が経
過した現在においても、
どの会員にとっても、坂
本事件について知り、振
り返ることの重要性はい
ささかも衰えるものでは
なく、また、今後も変わ
ることはないことを痛感
させてくれた講演会であ
った。

事件を振り返り、 業務妨害対策の原点の再確認を

3月13日、当会会館で、
東京弁護士会業務妨害対
策特別委員会及び当会弁
護士業務妨害対策委員会
の共催により、「あなた
は坂本弁護士事件を知っ
ていますか?」決して他
人事ではない最悪の業務
妨害事件と『3年目のリ
スク』と題する講演
会が開催され、東京弁護
士会及び当会から総計73
名の会員が参加した。

同講演会では、オウム
真理教被害対策弁護団を
結成した弁護士や「坂本
弁護士と家族を救う全国
弁護士の会」の事務局長
等であった弁護士のう
ち、東京弁護士会から瀧
澤秀俊会員、中村裕一会
員、当会から、小島周一
会員、小野毅会員、武井

副委員長、中尾 清孝)

副委員長、中尾 清孝)

副委員長、中尾 清孝)

副委員長、中尾 清孝)

副委員長、中尾 清孝)

あなたは坂本弁護士事件を知っていますか?

決して他人事ではない最悪の業務妨害事件と

『3年目のリスク』

新理事者就任披露来賓の方々

(順不同・敬称略)

- | | | | |
|---|--------|-------|--|
| 横浜地方裁判所長 | 市村 陽典 | 衆議院議員 | 甘利 明 |
| 横浜家庭裁判所長 | 綿引 万里子 | 衆議院議員 | 牧島 かれん |
| 横浜地方検察庁 検事正 | 水野谷 幸夫 | 衆議院議員 | 中山 展宏 |
| 横浜市副市長 | 柏崎 誠 | 衆議院議員 | 畑野 君枝 |
| 横須賀市長 兼 横浜弁
護士会市民会議委員 | 吉田 雄人 | 参議院議員 | 本村 賢太郎 |
| 神奈川民事調停協会連合
会 会長 須須木 永一 | 仁平 正夫 | 参議院議員 | 牧山 ひろえ |
| 神奈川家事調停協会連合
会 会長 須須木 永一 | 木村 良二 | 参議院議員 | 佐々木 さやか |
| 日本司法支援センター神
奈川地方事務所 所長 | 田代 末廣 | 参議院議員 | 小川 久仁子 |
| 横浜検察審査協会 会長 | 増田 憶昭 | 参議院議員 | 三宅 良子 |
| 横浜検察審査協会 副会
長 | 松本 純 | 参議院議員 | 横濱弁護士会懲戒委員会
委員 神奈川新聞社 報
道部長 鈴木 達也 |
| 神奈川県人権擁護委員連
合会 会長 坂田 清一 | 菅 義偉 | 参議院議員 | 横濱弁護士会綱紀委員会
委員 関東学院大学法科
大学院 教授 |
| 社会福祉法人横浜市社会
福祉協議会 会長 | 小此木 八郎 | 参議院議員 | 村田 輝夫 |
| 社会福祉法人神奈川県社
会福祉協議会 理事・事
務局長 鈴木 和夫 | 浅尾 慶一郎 | 参議院議員 | 横濱弁護士会市民会議委
員 放送大学神奈川学習
センター 所長 |
| 衆議院議員 松本 純 | 坂井 克之 | 参議院議員 | 池田 龍彦 |
| 衆議院議員 菅 義偉 | 坂井 克之 | 参議院議員 | 横濱弁護士会市民会議委
員 連合神奈川 副事務
局長 |
| 衆議院議員 小此木 八郎 | 坂井 克之 | 参議院議員 | 横濱弁護士会市民会議委
員 神奈川新聞社 報道
部デスク 佐藤 奇平 |
| 衆議院議員 浅尾 慶一郎 | 坂井 克之 | 参議院議員 | 横浜地方裁判所委員会委
員 日本放送協会横浜放
送局 放送部長 |
| 衆議院議員 坂井 学 | 坂井 克之 | 参議院議員 | 広田 俊明 |
| 衆議院議員 上田 勇 | 坂井 克之 | 参議院議員 | |
| 衆議院議員 鈴木 けいすけ | 坂井 克之 | 参議院議員 | |
| 衆議院議員 田中 和徳 | 坂井 克之 | 参議院議員 | |
| 衆議院議員 星野 剛士 | 坂井 克之 | 参議院議員 | |

〈3面へ続く〉

予防法務の重要性への理解を

中小企業のための無料法律相談会

2月26日に、中小企業者のための無料法律相談を担当した。中小企業者の日常的な問題のみならず、海外展開支援に関する相談も対象とする相談会であった。

45分以内の無料相談が4枠設定されていたが、残念ながら、2件のみであった。また、私が担当した2件の相談は、個人からの相談とほとんど変わりはないように感じた。常日頃、中小企業の方々は、問題が起きない限り、弁護士に相談するということ意識は強くないように感じる。要するに、「問題が起きていないのに、弁護士に費用を払う価値があるのか」ということかと思われる。それならば、相談料を無料にすれば、中小企業の方々は、弁護士に相談するかとはいえ、今回の

2月26日に、中小企業者のための無料法律相談を担当した。中小企業者の日常的な問題のみならず、海外展開支援に関する相談も対象とする相談会であった。

45分以内の無料相談が4枠設定されていたが、残念ながら、2件のみであった。また、私が担当した2件の相談は、個人からの相談とほとんど変わりはないように感じた。常日頃、中小企業の方々は、問題が起きない限り、弁護士に相談するということ意識は強くないように感じる。要するに、「問題が起きていないのに、弁護士に費用を払う価値があるのか」ということかと思われる。それならば、相談料を無料にすれば、中小企業の方々は、弁護士に相談するかとはいえ、今回の



常議員会

正・副議長就任挨拶

重責を全うします
きめ細かい意見、
多様な知恵のご提出を

議長 安藤 肇

議長 安藤 肇

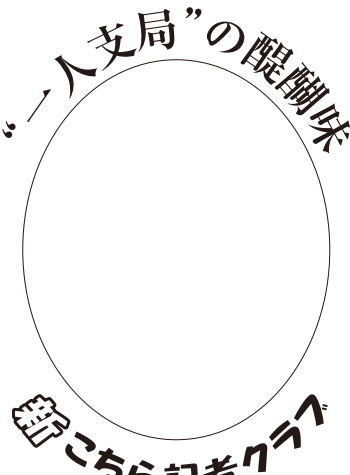
議長に就任しました。会員は各々、考え方は多様です。しかし、会員各々の考え方は多様であったとしても弁護士が法の支配の実現を目指す。常議員会議長に就任しました。会員は各々、考え方は多様です。しかし、会員各々の考え方は多様であったとしても弁護士が法の支配の実現を目指す。

議長「補佐」に徹します

副議長 金谷 達成

副議長 金谷 達成

このたび平成27年度常議員会副議長に選任されました。常議員は3回目、修習期は50期です。横浜弁護士会には会員数約1500名に達した大単位会です。その常議員会ですから、会内の多様な意見を反映し、ときには激しい議論になることもありますが、東京では味わえない「一人支局」の醍醐味を楽しんでいきたいと思う。



「重責を担うことになるから、よろしく。」

「重責を担うことになるから、よろしく。」

弊社部長から突然、辞令を言い渡されたのは3月上旬のこと。「重責」とは、横浜支局への異動を意味する。4月から横浜支局で取材をさせて頂くことになった。

私はこれまで2年半、「Nスタ」という夕方の報道番組を担当してきた。事件や事故など事案が起きると現場に行き、取材するのが主な仕事だ。守備範囲は全国で、札幌で取材をした次の日に鹿児島へ飛ぶということも当たり前だった。

それが故に特定の事案を継続して取材する機会があまり

漁事件だ。密漁が発覚した当初、「Nスタ」でも大々的に取り上げ、

が犯行に及んだ経緯など、知らなかった事実が明らかにされていき、まさに「目からうろこ」だった。入社直後、先輩記者から「裁判の取材をする」と、発生直後の取材でわかったことが氷山の一角に過ぎなかったことを実感する」と言われたことを思い出した。

弊社の横浜支局の記者は一人だけ。事件の発生から公判まで全て一人で取材を行うことになる。仕事の量は膨大だが、東京では味わえない「一人支局」の醍醐味を楽しんでいきたいと思う。

小笠原の現地取材をはじめ、中国特派員も総動員で取材した。審理を通して中国人船長

（2面より）

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|-------------------|---------------------------------|----------------------------|--------------------|--------------------------|----------------------|--------------------|-----------------------|---|----------------------------|--|---------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|-------------------|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------|------------|
| 横浜地方裁判所委員会委員 神奈川新聞社 論説主幹 中野 弘孝 | 神奈川新聞社 編集局長 小野 明男 | 横浜家庭裁判所委員会委員 神奈川経営者協会 理事 亀井 観一郎 | 横浜市市民局 広報相談サービスマネージャー 井上 秀 | 神奈川県司法書士会 副会長 星野 務 | 日本公認会計士協会神奈川県会 会長 高野 伊久男 | 神奈川県社会保険労務士会 会長 山本 暁 | 神奈川県行政書士会 会長 田後 隆二 | 神奈川県土地家屋調査士会 会長 岩倉 弘和 | 神奈川県土地家屋調査士会 境界問題相談センター かながわ センター 長 西田 貴麿 | 一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会 会長 鈴木 修 | 公益社団法人日本建築家協会 関東甲信越支部神奈川地域会 JIA神奈川 副代表 黒田 和司 | 神奈川県臨床心理士会 会長 高木 秀明 | 横浜商工会議所 総務部長 高崎 真二 | 川崎商工会議所 事務局 長 岩井 新一 | 神奈川労働組合総連合 議長 福田 裕行 | 特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター 理事長 榊原 高尋 | 特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワーク 理事長 植山 利昭 | 神奈川県地域生活定着支援センター 主任相談員 小森 幸恵 | 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 法律系 長 今村 与一 | 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 法曹実務専攻 長 芳賀 良 | 神奈川大学大学院 法務研究科委員長 安達 和志 | 関東学院大学法科大学院 法務研究科 長 河村 好彦 | 日本弁護士政治連盟神奈川支部 支部長 杉崎 茂 | 株式会社テレビ神奈川 代表取締役社長 中村 行宏 | 株式会社テレビ神奈川 取締役報道局長 岩田 悦子 | 株式会社神奈川新聞社 取締役統合編集局長 林 義亮 | 時事通信社 横浜総局長 榊原 真也 | 共同通信社 横浜支局長 高山 一郎 | 日本経済新聞社 横浜支局長 和佐 徹哉 | 毎日新聞社 横浜支局長 磯崎 由美 | 読売新聞社 横浜支局長 栗田 倫孝 | NHK横浜放送局 局長 大加 章雅 | ラジオ日本 本社報道部 専任部長 平石 ひとみ | 法律新聞社 正木 聖 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------------------|----------------------------|--------------------|--------------------------|----------------------|--------------------|-----------------------|---|----------------------------|--|---------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|-------------------|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------|------------|

「民事信託の活用方法と留意点」研修 更なる民事信託の活用を

講義をする伊庭潔弁護士

3月25日、高齢者・障害者の権利に関する委員会は、「民事信託の活用方法と留意点」と題し、日弁連高齢社会対策本部の伊庭潔弁護士(東京弁護士会)を講師として研修を行った。

民事信託といっても、信託銀行業務や後見制度支援信託べらしいか思い浮かばない「信託素人」の自分の頭で理解できる

ののだろうかという心配をよそに講義が始まった。伊庭弁護士は、自ら書き起こした60頁を超える詳細なレジュメを使い、信託の基礎、信託が利用されている商品や制度、そしてこの研修の目玉でもある我々の業務における民事信託の活用例を、豊富な具体例とともにわかりやすく解説した。

民事信託を設定する場合の留意点についても、信託関連法上の問題のみならず、税法上の問題にまで言及していた。民事信託の活用に関し正に現時点での最高水準の講義といえる内容であった。

また、講義では、民事信託の活用に関して、既に司法書士会が積極的に取り組む動きがあると紹介され、伊庭弁護士からは、我々弁護士もこれに遅れを取ることなく、民事信託に対する理解を深め、民事信託を業務に積極的かつ適正に活用する段階に来ているとアピールがなされた。

民事信託の弁護士業務活用にはまだまだ課題は多いが、今回の研修で一人でも多くの会員が民事信託について身近に感じてもらえれば幸いである。

(会員 内嶋 順一)

新人弁護士奮闘記

先輩の背中には遙か彼方。弁護士になってこれを実感させられる毎日で、同じ土俵で話ができる日が来るとは到底思えず惨澹たる気分になります。ただ、いつまでもそう言っているだけでは先が知れないので、大きく羽ばたくために私が実践していることを記そうと思います。

①夢を大きく持つ
普段はボス弁にどうやって厚飯をおびつて貰おうかということくらいしか考えていないのですが、これではだめです。こういうことでは先が知れていません。夢を大きく

の腹と酒の面倒は上の弁護士が見る、という良い風習があります。ご馳走して貰う酒の味は格別でつい呑み過ぎることがあるのですが、これではいけません。入所時点では50だったY-GDPの値

て、しかも同席のメンバーに何も言わずにトイレに行くふりをして店のスリッパを履いてタクシードで帰宅した挙句、全く記憶がないという失態を犯してしまつたのですが、同席していたメンバーは

ません。依頼者に真剣に向き合っているからで。同僚の弁護士からは「大変そうな相手方だね」と言われるのですが、違います。依頼者です。ただ、そういう依頼者とはむしろしっかりした信頼関係を築いており、期日のある日には報告も兼ねて一緒に飲みに行くこともあります(今のところ、この宴席からの失踪は回避出来ています)。

他にも大きく羽ばたくために私が実践している大事なことは沢山御座います。800字を超えましたが、800字を超えませんでした。泣く泣く諦めざるえないようです。馬車道近辺で私をお見かけになったら是非お声がけ頂きたく思います。

大きく羽ばたくためには...

66期 会員 岩井 知大

掲げて、自分を律しなければあつという間に大事な若手時代は過ぎていきます。横浜弁護士会を乗っ取るくらいは気が付いていかなければだめですね。

②健康に気を付ける
これからの課題です。我が事務所には、若手

が140を超えました(説明は不要です)。ちなみに私が酔っているかどうかは周りの人間からはほとんどわからないそうです。つい最近、事務所の弁護士と呑んでいる際、泥酔して靴も靴もコートも全て店において

誰か私が相当に酔っていることに気が付いておらず、誘拐されたと思つたそうです。

③依頼者と真剣に向き合う
率直に言つて依頼者との電話口で激しいやり取りになることは少なくあり

香港法ミニセミナー

香港インターン弁護士を囲む会

平成25年、日弁連と香港律師会との間で、相互理解と関係強化を目的とし、インターン相互派遣協定が締結された。

同協定に基づき、本年2月から3月にかけて、初めて4名の香港の弁護士が来日し、横浜のほか、東京、兵庫、福岡の事務所にも配属された。

当会業務改革委員会中小企業海外展開支援部会では、この機会を利用して、2月26日、R&G横浜法律事務所配属されたSally Goh 弁護士に、香港における仲裁をテーマとした講義をしてもらい、併せて、香港法や香港における弁護士業務全般に関して語り合う会を開催した。

Sally 弁護士は、シンガポールに8年間、イギリスに6年間滞在したことのある国際派弁護士で、日本に語学留学したこともあり、日本語も堪能であるが、専門用語からなる法制度についての講義のため、英語で講義をしてもらった。

当日は、十数名の会員が参加し、まず、国際商事紛争においてなぜ訴訟より仲裁が望ましいのか、契約において仲裁における準拠法を定めなかった場合にどうなるのか、仲裁機関による中間的仮処分の執行、仲裁判断の執行等についての講義をしてもらった。次に、日本語も交えて、香港の弁護士や法律事務所の実態等について質疑が行われた。

本協定に基づく初の迎え入れを横浜で行うに当たり、香港の弁護士に日本の弁護士業務についての理解を深めていただくとともに、当会

(左) 筆者 (右) Sally 弁護士

デスク 澤田 久代
記者 田丸 明子
三浦 靖彦
古西 達夫
吉田 正穂
大崎 徹

編集後記

だんだんに暖かい日が増えてきましたね。さわやかな季節の始まりですね。五月晴れということばの通りになってほしいと思います。当会新執行部もスタートしてはや一月。活動領域の拡充を図りたいという新会長の意気込みをみんな支えていますね。

員と外国の弁護士とのネットワークづくりの機会となれば幸いである。

(会員 佐藤 麻子)



税金がおトクで
今にゆとり
年金が増えて
老後にゆとり

日本弁護士国民年金基金
国民年金にゆとりプラス。自分で入る公的な個人年金。
平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。
※日本国内に住所を有する方に限ります。

資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽に今すぐこちらへ！
※特約による場合は取扱いが異なります。

日本弁護士国民年金基金
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14 階
03-3581-3739
http://www.bknk.or.jp